

令和5年2月定例会

富士山南東消防組合議会会議録

令和5年2月13日

富士山南東消防組合議会

令和5年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録目次

(2月13日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○議会事務担当職員	2
○開会の宣告	4
○開議の宣告	4
○諸般の報告	4
○議席の指定	4
○会期の決定	4
○会議録署名議員の指名	5
○富士山南東消防組合議会副議長の選挙	5
○管理者挨拶	6
○報第 1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）	6
○承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合格約の一部変更）	7
○議第 1号 令和5年度富士山南東消防組合会計予算案	8
○議第 2号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）	11
○議第 3号 富士山南東消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例案	12
○議第 4号 富士山南東消防組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例案	12
○議第 5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例を廃止する条例案	12
○議第 6号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案	14
○議第 7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案	14
○議第 8号 富士山南東消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例案	17
○議第 9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	17
○発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例案	18
○発議第2号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案	19

○一般質問	20
○閉会の挨拶	24
○閉会の宣告	25
○署名議員	25

令和5年富士山南東消防組合議会2月定例会会議録

議 事 日 程

令和5年2月13日（月曜日）午後1時30分開会

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 富士山南東消防組合議会副議長の選挙
- 日程第 5 報第 1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 6 承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合規約の一部変更）
- 日程第 7 議第 1号 令和5年度富士山南東消防組合会計予算案
- 日程第 8 議第 2号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
- 日程第 9 議第 3号 富士山南東消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例案
- 日程第10 議第 4号 富士山南東消防組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例案
- 日程第11 議第 5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例を廃止する条例案
- 日程第12 議第 6号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第13 議第 7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
- 日程第14 議第 8号 富士山南東消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例案
- 日程第15 議第 9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第16 発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例案
- 日程第17 発議第2号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案
- 日程第18 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 富士山南東消防組合議会副議長の選挙
- 日程第 5 報第 1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）
- 日程第 6 承第 1号 専決処分の報告及び承認について（静岡県市町総合事務組合規約の一部変更）
- 日程第 7 議第 1号 令和5年度富士山南東消防組合会計予算案

日程第 8	議第 2号	令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）
日程第 9	議第 3号	富士山南東消防組合個人情報保護に関する法律施行条例案
日程第10	議第 4号	富士山南東消防組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例案
日程第11	議第 5号	富士山南東消防組合個人情報保護条例を廃止する条例案
日程第12	議第 6号	富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案
日程第13	議第 7号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案
日程第14	議第 8号	富士山南東消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例案
日程第15	議第 9号	富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第16	発議第1号	富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例案
日程第17	発議第2号	富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案
日程第18		一般質問

出席議員（8名）

2番	堀江和雄君	4番	植松英樹君
5番	藤江康儀君	6番	川原章寛君
7番	松田吉嗣君	8番	二ノ宮善明君
9番	井出悟君	10番	大橋勝彦君

欠席議員（2名）

1番	杉澤正人君	3番	井出春彦君
----	-------	----	-------

説明のため出席した者

管 理 市 者 長	豊岡武士君	副 管 理 市 者 長	村田悠君
副 管 理 市 者 長	池田修君	消 防 長	加藤浩昭君
消 防 次 長	羽田浩二君	三島消防署長	北山静君
裾野消防署長	檜田晃君	長泉消防署長	下山和典君
総 務 課 長	鈴木清明君	予 防 課 長	高村新一君
警 防 救 急 課 長	三田英二君	通 信 指 令 課 長	土屋寿一郎君

議会事務担当職員

書 記 長 風 間 光 明 君 書

記 関 智 勝 君

書 記 大 西 保 信 君 書

記 長 野 祐 也 君

開会 午後 1時30分

◎開会の宣告

○議長（松田吉嗣君） それでは、出席者が定足数に達しましたので、これより令和5年富士山南東消防組合議会2月定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（松田吉嗣君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（松田吉嗣君） 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により、管理者宛て出席方を通告しておきましたので、御報告申し上げます。

本日の会議に1番 杉澤正人君、3番 井出春彦君から欠席する旨の届出がありましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付した日程のとおりでございます。

◎議席の指定

○議長（松田吉嗣君） これより日程に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

このたび新たに裾野市から選出されました3人の議員の議席を会議規則第4条第1項の規定により二ノ宮善明議員の議席は8番に、井出悟議員の議席は9番に、大橋勝彦議員の議席は10番にそれぞれ指定いたします。

◎会期の決定

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、議長において、4番 植松英樹君、5番 藤江康儀君の両君を指名いたします。

◎富士山南東消防組合議会副議長の選挙

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第4、副議長が欠員となっておりますので、これより富士山南東消防組合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

富士山南東消防組合議会副議長に8番 二ノ宮善明議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました8番 二ノ宮善明議員を富士山南東消防組合議会副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました8番 二ノ宮善明議員が富士山南東消防組合議会副議長に当選をされました。

ただいま富士山南東消防組合議会副議長に当選されました8番 二ノ宮善明議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

二ノ宮善明議員、当選の承諾及び御挨拶をお願いをいたします。

二ノ宮善明君。

○議員（二ノ宮善明君） どうも皆さん、こんにちは。

ただいま議員皆様の御推挙をいただきまして副議長に御指名をいただき、改めて光栄なことだと感じておりますのと同時に、大変恐縮をしているところでございます。

富士山南東消防組合2市1町の消防行政の発展に向けて、そして円滑な議会運営に向けて、副議長の立場として議長を補佐して努力してまいる所存でございます。皆様方の温かい御指導と御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

◎管理者挨拶

○議長（松田吉嗣君） ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 議員の皆様、こんにちは。

本日ここに令和5年富士山南東消防組合議会2月定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日のこの議会で御提案申し上げます議案は、専決処分の報告及び承認2件、令和5年度消防組合会計予算案、令和4年度消防組合会計補正予算案（第2号）、消防組合条例案が7件でございます。

詳細につきましては、この後、消防長から御説明をさせていただきます。何とぞ御審議をいただき、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましての管理者としての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎報第1号 専決処分の報告について（物損事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第5 報第1号 専決処分の報告についての報告を行います。

本件について当局から報告を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました報第1号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

これは、令和4年10月12日午後9時10分頃、裾野市茶畑地先において発生した救急事案の支援活動に裾野消防署員が救助工作車にて出動し、活動を終え現場を引き上げる際に当該車両を方向転換しようと市道から裾野市茶畑30番地の1、飯塚ビルの西側駐車場へ後退させたところ、車両

のクレーン基部を同ビル外壁に接触させ、損傷を与えたものであります。

本件につきましては、ビルの外壁の修理に要した費用19万2,500円全額を当組合が負担すること示談が調いましたので、地方自治法第292条において準用する同法第180条第1項の規定により令和4年11月11日付けで専決処分いたしました。

なお、この損害賠償は保険により対応させていただきましたので、併せて報告いたします。

○議長（松田吉嗣君） 報告が終わりました。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質疑については、1回の発言につきおおむね3分をめぐとすることになっております。整理して発言をお願いいたします。

これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

◎承第1号 専決処分の報告及び承認について（静岡州市町総合事務組合同規約の一部変更）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第6 承第1号 専決処分の報告及び承認についてを議題いたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました承第1号につきまして提案要旨を御説明申し上げます。

これは、静岡州市町総合事務組合の構成団体の1つであります太田川原野谷川治水水防組合が本年3月31日をもって解散することに伴い、静岡州市町総合事務組合同規約を変更することについて地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行ったもので、同法第3項の規定により議会の承認を求めようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより承第1号 専決処分の報告及び承認についてを採決いたします。

報告どおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、承第1号は報告どおり承認されました。

◎議第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計予算案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第7 議第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計予算案を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました議第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計予算案につきまして提案の要旨を申し上げます。

令和5年度歳入歳出予算額は、歳入歳出それぞれ29億4,500万円としようとするものでございます。前年度当初予算に比べ2億4,200万円、率では7.6%の減となっております。

この主な要因は、人事院勧告による一般職給料及び期末勤勉手当の引上げが行われたこと等による人件費が5,174万4,000円及び三島消防署中郷分遣所建設工事に伴う消防施設整備費用が1億2,754万6,000円増額することに対しまして、消防指令センター運営事業における通信指令システム機器類等の部分更新整備費が4億1,252万円及び消防車両整備事業費が6,278万7,000円減額することによるものでございます。

それでは、令和5年度富士山南東消防組合会計予算案6ページを御覧ください。

第1条歳入歳出の総額は、先ほども申し上げましたが、歳入歳出それぞれ29億4,500万円としようとするものでございます。

次に、第2条債務負担行為は、9ページ左、2表を御覧ください。

新署所建設工事、三島消防署中郷分遣所の建設工事に係る分として、令和5年度からの2か年の全体額を4億8,037万円として、債務負担行為に基づき令和6年度限度額を2億8,822万2,000円と設定をさせていただこうとするものです。

次に、第3条地方債は、10ページ第3表を御覧ください。

消防施設整備事業費及び消防車両整備事業費において総額2億870万円を限度額としようとするものです。

起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、第4条一時借入金は、5億円を最高額とさせていただこうとするものです。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

15ページ、16ページを御覧ください。

1款1項1目市町負担金は、26億8,691万7,000円を計上しようとするものです。前年度に比べ

1,148万4,000円の増額となっております。構成市町の負担割合及び負担金額は、三島市が50.81%で13億6,522万2,000円、裾野市が25.93%で6億9,671万8,000円、長泉町が23.26%で6億2,497万7,000円となります。

次に、17ページ、18ページを御覧ください。

2款1項1目使用料は、電柱、敷地料ほか6,000円を計上し、19ページ、20ページを御覧ください。

2款2項1目手数料は、危険物関係事務手数料など314万円を計上しようとするものです。

次に、21ページ、22ページを御覧ください。

3款1項1目消防費国庫補助金は、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用して三島消防署高規格救急自動車の更新整備を図るもので、1,481万8,000円を計上しようとするものです。

次に、23ページ、24ページを御覧ください。

4款1項1目消防費県補助金は、地震・津波対策等減災交付金を活用して消防業務及び救急業務用資機材などの整備を図ろうとするもので、723万6,000円を計上しようとするものです。

次に、25ページ、26ページを御覧ください。

5款1項2目財産貸付収入は、消防署所4か所に設置の清涼飲料水自動販売機の施設貸付料としまして119万1,000円を計上しようとするものです。

次に、31、32ページを御覧ください。

8款1項1目雑入は、静岡県消防学校教官及び静岡県消防防災航空隊へ当消防本部から派遣しています職員の人件費負担金並びに高速自動車国道救急業務支弁金など2,299万円を計上しようとするものです。

次に、33ページ、34ページを御覧ください。

9款1項1目消防債は、中郷分遣所建設工事に係る消防施設整備事業費組合債及び高規格救急自動車の更新整備に要する消防車両整備事業費組合債、総額2億870万円を計上しようとするものです。

次に、歳出について御説明申し上げます。

35ページ、36ページを御覧ください。

1款1項1目議会費は、議員報酬及び議会運営に係る経費など、前年度に比べ80万7,000円減の110万6,000円を計上しようとするものです。

続きまして、37ページから40ページを御覧ください。

2款1項1目一般管理費の人件費としましては、正副管理者及び各種審査会等委員並びに非常勤職員の報酬を計上し、総務管理事業としましては、事務系電子機器や出退勤管理システムの使用料のほか職員被服費及び庁内LAN回線利用料など5,469万3,000円を計上し、人事管理事業では、職員健康診断委託料など1,025万8,000円を計上しようとするもので、2款1項1目一般管理費としましては、前年度に比べ171万4,000円減の総額6,561万6,000円を計上しようとするものです。

次に、41ページ、42ページを御覧ください。

2款2項1目監査委員費は、監査委員報酬及び監査に係る事務費など、前年度同額の25万9,000円を計上しようとするものです。

43ページ、44ページを御覧ください。

3款1項1目常備消防費は、一般職の人件費としまして職員の給料をはじめ各種手当など22億7,239万1,000円を計上し、44ページ下段及び46ページ上段を御覧ください。救急高度化推進事業では、救急救命士養成のための研修負担金及び救急業務に係る経費など4,571万3,000円を計上、46ページ上段を御覧ください。消防防災事業では、消防業務及び救助業務に係る経費のほか、車両や資機材、施設の維持管理費など1億4,324万8,000円を計上しようとするものです。

次に、48ページ中段を御覧ください。

消防指令センター運営事業では、通信指令システム及び消防救急デジタル無線の保守点検に係る経費など9,566万5,000円を計上するもので、3款1項1目常備消防費の総額は、前年度に比べ3億3,455万円減の25億5,701万7,000円を計上しようとするものです。

次に、47ページ、48ページを御覧ください。

3款1項2目消防施設費では、消防施設整備事業としまして三島消防署中郷分遣所の工事請負費及び家屋調査委託料など1億9,394万1,000円を計上しようとするものです。この三島消防署中郷分遣所の建設工事につきましては、早期に事業執行に充てるため、令和5年度当初から業者選定に努め、まず解体工事を実施し、完了した後に建設工事に着手を計画しており、先ほど御説明させていただきましたとおり、令和6年度までの2か年の事業としまして債務負担行為を設定させていただこうとするものです。

次に、消防車両整備事業では、三島消防署高規格救急自動車の更新整備に係る経費3,652万円を計上しようとするもので、3款1項2目消防施設費の総額は、前年度に比べ6,475万9,000円増の2億3,046万1,000円を計上しようとするものです。

次に、51ページ、52ページを御覧ください。

4款1項公債費は、1目元金におきまして、当組合が借り入れしました組合債償還の元金7,282万円を、2目利子では、組合債に係る償還利子及び一時借入金利子347万1,000円を計上しようとするもので、4款1項公債費の総額は、前年度に比べ2,919万5,000円増の7,629万1,000円を計上しようとするものです。

次に、53ページ、54ページを御覧ください。

5款1項1目予備費は、不測の事態に対応するため1,425万円を計上しようとするものです。

議第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計予算案の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ討論を終わり、これより議第1号 令和5年度富士山南東消防組合会計予算案を採決をいたします。

原案どおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松田吉嗣君） 起立全員と認めます。よって、議第1号は原案どおり可決されました。

◎議第2号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第8 議第2号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました議第2号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）につきまして提案の要旨を申し上げます。

令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）、2ページを御覧ください。

補正の内容につきましては、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ560万円を減額し、歳入歳出総額を31億8,240万円としようとするものです。

次に、歳入歳出予算の款項の区分及び当該部分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、3ページ、4ページを御覧ください。第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでございます。

5ページを御覧ください。

繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により第2表 繰越明許費において3款1項消防費の消防車両整備費用における緊急消防援助隊車両整備費6,312万2,000円を繰越明許としようとするものです。これは令和4年度当初予算においてお認めいただき事業を進めてまいりました三島消防署災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の更新整備が、新型コロナウイルス感染症などに影響により現在も続く半導体を含む世界的な部品不足に加え、一部自動車車両メーカーの不祥事が起因して、今年度内での製作、納車が見込めなくなったことから繰越明許費とさせていただくものであります。

それでは、歳入より御説明申し上げます。

13ページ、14ページを御覧ください。

9款1項1目消防債は、560万円減額し4億3,670万円にしようとするものです。これは消防施設整備事業の中郷分遣所用地購入、地質調査業務委託並びに消防車両整備事業の高規格救急自動

車更新整備が完了したことによるもので、地方債の補正につきましては、7ページ、8ページに記載のとおりでございます。

次に、歳出補正につきまして御説明申し上げます。

15ページ、16ページを御覧ください。

3款1項1目常備消防費消防防災事業において、各署所の電気、ガスの光熱費が、新型コロナウイルス感染症の拡大など複数の要因によるエネルギー価格の高騰の影響により、光熱費に不足が生じたため550万円を追加しようとするものであります。

次に、3款1項2目消防施設費につきましては、先ほど説明させていただきました消防施設整備事業における中郷分遣所用地購入と地質調査業務委託並びに消防車両整備事業における高規格救急自動車の更新整備が完了したことにより入札差金が生じたため、2目消防施設費を577万5,000円減額しようとするものです。

なお、財源の内訳は、地方債560万円、一般財源17万5,000円でございます。

次に、17ページ、18ページを御覧ください。

5款1項1目予備費は、先ほど御説明しました歳出における追加分と減額分に係る一般財源を調整するもので、当初予算額1,313万3,000円から532万5,000円を減額し780万8,000円にしようとするものです。

以上、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより本件について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、本件についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第2号 令和4年度富士山南東消防組合会計補正予算案（第2号）を採決をいたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第2号は原案どおり可決されました。

◎議第3号 富士山南東消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例案

◎議第4号 富士山南東消防組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例案

◎議第5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例を廃止する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第9 議第3号 富士山南東消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例案、日程第10 議第4号 富士山南東消防組合情報公開・個人情報保護審査会設置

条例案及び日程第11 議第5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例を廃止する条例案の3件を一括議題といたします。

3件について当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました議第3号から議第5号までの3件について一括して提案要旨を申し上げます。

これらはいわゆるデジタル社会形成の整備法が令和3年5月19日に公布、その一部が令和5年4月1日から施行され、いわゆる個人情報保護法が改正されることに伴い条例の改正、また廃止を行おうとするものでございます。

まず、議第3号 富士山南東消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例案につきましては、これまで各地方公共団体がおのおのの条例に基づき個別に運営しておりました個人情報保護制度が、個人情報保護法の改正に伴い同法の規定が地方公共団体に直接適用されることにより、富士山南東消防組合個人情報保護条例が廃止されることとなります。そこで、同法の施行に関し条例で定めることとされている事項や条例で定めることが許容されている事項で必要なものについて、同法の施行条例として定めようとするものであります。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日としようとするものです。

次に、議第4号 富士山南東消防組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例案につきましては、議第3号同様、富士山南東消防組合個人情報保護条例が廃止されることに伴い、同条例の規定に基づき設置しております富士山南東消防組合個人情報保護審査会も廃止されることとなりますが、地方公共団体においては、保有個人情報の開示決定等に対する審査請求についての調査審議を行う諮問機関を引き続き設置する必要があることから、本消防組合では、個人情報保護制度と密接な関係がある情報公開制度における同様の諮問機関であります富士山南東消防組合情報公開審査会と一元化し、合理化を図り、新たに富士山南東消防組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するため本条例を制定しようとするものです。

なお、施行期日につきましては、令和5年4月1日としようとするものです。

次に、議第5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例を廃止する条例案につきましては、議第3号及び議第4号と同様、個人情報保護法が改正され、同法の規定が当消防組合に直接適用されることになることを受けて、富士山南東消防組合個人情報保護条例の大部分の規定を削除することとなり、同法で条例に委任されるものについては、新たに制定する同法施行条例において規定することとなるため、本条例を廃止しようとするものです。

施行期日は令和5年4月1日としようとするものです。

なお、職員や附属機関の委員の守秘義務については、本条例の施行後も存続し、施行日以後にこの義務に反した場合は罰則の適用がある旨を経過措置に規定しております。

以上3件、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより議第3号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第4号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第5号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第5号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第3号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第3号 富士山南東消防組合個人情報保護に関する法律施行条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第3号は原案どおり可決されました。

これより議第4号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第4号 富士山南東消防組合情報公開・個人情報保護審査会設置条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。

よって、議第4号は原案どおり可決されました。

次に、議第5号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第5号 富士山南東消防組合個人情報保護条例を廃止する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第5号は原案どおり可決されました。

◎議第6号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案

◎議第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する

条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第12 議第6号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案及び日程第13 議第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の2件を一括議題といたします。

2件について当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました議第6号及び議第7号について一括して提案の要旨を申し上げます。

これらは国家公務員の定年を引き上げる国家公務員法の改正、これを受けての地方公務員法の改正等に伴い、条例の改正、また廃止を行うものであります。

まず、議第6号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、職員の定年を令和5年4月1日から令和13年4月1日までの間に段階的に65歳に引き上げること。地方公務員法においていわゆる役職定年制である管理監督職勤務上限年齢制が設けられることに伴い、管理職手当を支給されている職員を、その代償として60歳に達した日の翌日から最初の4月1日までの間を異動期間として他の職員に降任等を行うこと。同法において60歳に達した以後に退職した者を常勤職員の定年退職に相当する日までを任期として短時間勤務の職に採用することができることとする定年前再任用短時間勤務制が設けられることに伴い、これに関する規定を整備すること。また、現行の再任用制度が廃止される一方、定年の段階的な引上げ期間においては、これまでと同様、継続的な勤務を可能とするための暫定的な再任用に関する経過措置が設けられることに伴い、本条例においてもこれを受けての経過措置を定めることなどが改正の主な内容であります。

なお、施行日につきましては、令和5年4月1日としようとするものです。

続きまして、議第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について提案要旨を申し上げます。

本案は議第6号と同様、地方公務員法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴う職員の定年を引き上げるための規定の整備、その他所要の改正を行うため、関係する6条例の一部を改正し、併せて1条例を廃止するため新たに条例を制定するものであります。

主な内容といたしましては、1点目としまして、定年の引上げに伴い当分の間、職員が60歳に達した以後における最初の4月1日以後も、給料月額について当該職員の給与及び号給に応じた給料月額に100分の75を乗じて得た額とすることや、当分の間、管理監督職勤務上限年齢制により管理監督職以外の職に降任等をされたことで給料月額が減額となった職員について、降任後の給料月額に100分の75を乗じて得た額が降任前の職の級及び号給に応じた給料月額に100分の75を乗じて得た額に達しない場合は、その額に相当する額を給料として支給すること及びその額はその者の降任後の職務の級の最高号給の給料月額を限度とすること、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について現行の再任用職員の給料月額と同額の基準給料月額として規定することを行

うため、富士山南東消防組合職員の給料に関する条例の一部を改正しようとするものです。

2点目としまして、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員に管理監督職勤務上限年齢制の特例により異動期間に延長された管理監督職を占める職員を加えるため、富士山南東消防組合職員の育児休業に関する条例の一部改正をしようとするものです。

3点目としまして、現行の再任用制度の廃止に伴い、富士山南東消防組合職員の再任用に関する条例を廃止しようとするものであります。

その他としまして、再任用制度の廃止及び定年前再任用短時間勤務制度の創設に伴い、これらの条例で引用している地方公務員法の規定を改めるほか、所要の改正を行うものであります。

施行日につきましては、令和5年4月1日としようとするものです。

なお、暫定的な再任用に関する経過措置により採用された職員について、その給料月額が期末手当の支給割合などを現行の再任用職員と同様に取り扱う旨を経過措置に規定しております。

以上2件、よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより議第6号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第6号についての質疑を打ち切ります。

次に、議第7号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第7号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第6号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第6号 富士山南東消防組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第6号は原案どおり可決されました。

これより議第7号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第7号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。

よって、議第7号は原案どおり可決されました。

◎議第 8 号 富士山南東消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第14 議第 8 号 富士山南東消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例案を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました議第 8 号 富士山南東消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例案について提案の要旨を申し上げます。

本案は、職員の定年が引き上げられることを踏まえ、高齢期職員の多様な働き方のニーズに対応するための選択肢の一つとして、地方公務員法の規定に基づき、肉体的、精神的、家庭の事情などの理由に、勤務時間を 1 週間の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲で減じることを承認できる高齢者部分休業に関し、必要な事項を条例として定めようとするものであります。

なお、施行日につきましては、令和 5 年 4 月 1 日としようとするものです。

以上、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより議第 8 号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第 8 号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第 8 号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第 8 号 富士山南東消防組合職員の高齢者部分休業に関する条例案を採決をいたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第 8 号は原案どおり可決されました。

◎議第 9 号 富士山南東消防組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第15 議第 9 号 富士山南東消防組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

本件について当局から提案理由の説明を願います。

加藤消防長。

○消防長（加藤浩昭君） ただいま上程になりました議第 9 号 富士山南東消防組合職員給与に関する条例の一部を改正する条例案について提案の要旨を申し上げます。

本案は、令和 4 年 8 月 8 日付けの人事院勧告を受け一般職の国家公務員の給料改定が行われた

ことから、地方公務員法第24条第2項に規定する均衡の原則に基づき、本組合において同様の給料改定を行おうとするものです。

具体的には、月例給の額につき若手職員が在職する号給について最大4,000円引き上げる改定を行い、勤勉手当の額につき勤勉手当の支給月数を100分の95から100分の100へ引き上げ、再任用職員については100分の45から100分の47.5に引き上げるものであります。

なお、施行期日につきましては公布の日とし、一部を令和5年4月1日とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりましたので、これより議第9号について質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、議第9号についての質疑を打ち切ります。

質疑が終わりましたので、これより議第9号について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより議第9号 富士山南東消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を採決をいたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、議第9号は原案どおり可決されました。

◎発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報保護に関する条例案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第16 発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報保護に関する条例案を議題といたします。

本件については発議者代表から提案理由の説明を願います。

堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ただいま上程になりました発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報保護に関する条例案につきまして、発議者であります全議員を代表しまして提案理由を申し上げます。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和3年5月19日に公布、その一部が本年4月1日に施行されることにより、いわゆる個人情報保護法が改正され、これまで各地方公共団体が各々の条例に基づき個別に運用していました個人情報保護制度に同法の規定が直接適用されることとなることを受け、富士山南東消防組合個人情報保護条例が廃止されることにより制定するものです。

同法の規定において地方議会は、国会や裁判所と同様、適用対象外とされているため、富士山南東消防組合議会における個人情報保護制度の運用に係る法規等の定めがない状況となることか

ら、本議会の個人情報保護制度の運用に関し同法の規定内容に沿った自律的な措置を講じるため本条例案を提案するものです。

発議第1号の提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりました。ただいま議題となっております本件は全議員が発議者となっておりますので、質疑を省略いたします。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより発議第1号 富士山南東消防組合議会の個人情報の保護に関する条例案を採決をいたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、発議第1号は原案どおり可決されました。

◎発議第2号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第17 発議第2号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案を議題といたします。

本件について発議者代表から提案理由の説明を願います。

堀江和雄君。

○議員（堀江和雄君） ただいま上程になりました発議第2号 富士山南東消防組合議会会議規則の一部を改正する規則案につきまして、発議者であります全議員を代表しまして提案理由を御説明申し上げます。

本件は、議員活動と家庭生活との両立支援をはじめとする議員が活動しやすい環境の整備及び請願者の利便性の向上を図るため、規則の一部を改正するものであります。

改正内容といたしましては、まず、会議の欠席事由を現行規定において事故と総称しているところですが、これを公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、その他のやむを得ない事由に改めることで明文化するとともに、出産については母性保護の観点から産前産後の欠席期間を明文化するものであります。これに加え、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の定義に基づき、起立による表決が困難な場合、挙手などによる表決ができるよう、起立のほか挙手による表決を加えるほか、議会への請願手続において請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

なお、施行日につきましては、公布の日といたします。

発議第2号の提案理由の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、御賛同賜りますよう

お願い申し上げます。

○議長（松田吉嗣君） 説明が終わりました。ただいま議題となっております本件は全議員が発議者となっておりますので、質疑を省略いたします。

これより本件について討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田吉嗣君） なければ、討論を終わり、これより発議第2号 富士山南東消防組合議会 会議規則の一部を改正する規則案を採決いたします。

原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（松田吉嗣君） 挙手全員と認めます。よって、発議第2号は原案どおり可決されました。

ここで議事の都合につき休憩をいたします。

再開は14時40分といたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時40分

○議長（松田吉嗣君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎一般質問

○議長（松田吉嗣君） 次に、日程第18 一般質問を行います。

ここで議長からお願いを申し上げます。

質問は本日1日で行いますので、質問時間は答弁を含め40分以内でお願いしたいと思います。

なお、当局は議員の質問に対し明確に答弁することを要望いたします。

通告者は1名であります。

8番 二ノ宮善明君の発言を許します。

二ノ宮善明君。

〔議員 二ノ宮善明君登壇〕

○議員（二ノ宮善明君） それでは、富士山南東消防救急隊員の皆様にエールを送りたい、そういう思いから一般質問をさせていただきます。

質問事項の1でございます。救急活動における管内の実情を伺います。

救急車の搬送先がすぐに決まらない救急搬送困難事案の件数が高水準であると新聞報道等で目にする機会が多くなりました。新型コロナもコロナウイルスの第8波に加え日常の経済活動も戻

りつつあることと、高齢化が進みコロナ以外の救急搬送要請が増えているためのものでございます。各地で出動要請が増えていく中、富士山南東消防本部における実情を以下伺いをいたします。

(1) でございます。当消防本部管内での約1年間の出動回数の増減を伺わせてください。

○議長（松田吉嗣君） 三田警防救急課長。

○警防救急課長（三田英二君） 御質問のとおり当消防本部管内の約1年間の出動回数の増減についてお答えいたします。

令和4年中の救急出動件数は9,163件で、令和3年中の出動件数8,033件に比べ1,130件の増加となり、組合設立以来最多となっております。増加の要因の一つとしては、新型コロナウイルス感染症予防対策として行動制限が緩和され、行動範囲が広がり感染者が増加するとともに、感染症陽性者の自宅療養も増加しました。このことにより自宅療養者の症状悪化に伴う救急要請が多くなり、救急出動件数が増加したものと推測されます。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 二ノ宮善明君。

○議員（二ノ宮善明君） 御答弁ありがとうございました。

1,130件の増加であること、そして組合設立以来最多であったと、そういうようなことが確認できました。出動要請増加の要因につきましても御説明いただきましてありがとうございます。コロナ前と比較いたしますと、かなりの出動回数となったことが確認できましたので、体調管理をしっかりと行っていただいで地域住民を守っていただきたいと感じております。

(2) に移ります。

それでは、(2) でございます。東部での病床使用率は60%以上と、依然として高い状態が続いていると思われませんが、医療機関からの受入れを断られたことはありますでしょうか、伺いをさせていただきます。

○議長（松田吉嗣君） 三田警防救急課長。

○警防救急課長（三田英二君） 医療機関からの受入れを断られたことの有無についてお答えいたします。

救急隊は通報内容、現場到着時の傷病者の状況、既往歴、現病歴等を参考に、最適な医療機関を選定し搬送を行いますが、傷病者医療依頼が、収容依頼をかけた医療機関が別件の傷病者対応中やベッド満床、対応可能な医師不在などで受入れを断られることはあります。その場合は、収容可能な医療機関が見つかるまで収容依頼を行うこととなります。

以上でございます

○議長（松田吉嗣君） 二ノ宮善明君。

○議員（二ノ宮善明君） 御答弁ありがとうございました。

収容可能な医療機関が見つかるまで収容の依頼を行ってくださっているということで安心をいたしました。

それでは、(3)に移ります。

(3) 搬送先が決まらずに医療機関へ何度も電話をかけることは、救急車内の患者さんとその家族等の思い、そういうようなものが救急隊員は相反する時間を共有するわけでございます。救急隊員も大変つらい思いをしていることと思われませんが、搬送先が決まるまで現場での待機を余儀なくされたことはございますでしょうか。

○議長（松田吉嗣君） 三田警防救急課長。

○警防救急課長（三田英二君） 現場での待機を余儀なくされた事例についてでございますが、救急隊は傷病者の観察、処置をしつつ収容医療機関を決定します。傷病者の症状が軽症であり、かつ早急に収容医療機関が決定できれば、速やかに搬送開始ということになりますが、収容医療機関が決まらない場合は、決定までの間、待機を余儀なくされます。また、待機ではありませんが、救命処置が必要な状況などにより現場での活動時間が長くなってしまう場合がございます。

以上です。

○議長（松田吉嗣君） 二ノ宮善明君。

○議員（二ノ宮善明君） 御答弁ありがとうございます。

先ほども申しましたが、患者とその家族は、一刻も早く搬送していただけるものと思っているわけです。しかしながら搬送先が決まらない、そういうようなときには隊員は、先ほど言いましたように、御家族と相反する思いの時間を共有しているわけでございます。で、隊員も大変つらいとは思いますが、患者の家族への気遣い、その辺のところをお願いをしたいと思っております。

ここににつきましては了解をいたしましたので、質問事項2に移らせていただきます。

質問事項2、救急隊員の勤務時間についてでございます。

東京消防庁の救急車が救急隊員の居眠り運転の末に横転する事故が起きてしまいました。隊員らは約17時間にわたり休みなく出動していたとの報道であり、過酷な勤務が浮き彫りになりました。消防隊員は地域住民のために自ら命を張って安心安全を守る役目があります。そのような使命を持つ救急隊員としては、あってはならないほどの超過勤務時間でありました。そこで、以下お伺いをさせていただきます。

(1) 当消防本部における救急隊員の勤務時間はいかがでしょうか、お伺いしたいと思っております。

○議長（松田吉嗣君） 三田警防救急課長。

○警防救急課長（三田英二君） 当消防本部における救急隊員の勤務時間について、令和4年12月1日から令和5年1月31日までの直近2か月の救急活動時間でお答えいたします。

当消防本部は、三島署、北分署、伊豆島田分署に各2隊、裾野署、長泉署、須山分遣所に各1隊が配置され、専従隊6隊と消防ポンプ車との乗換運用隊3隊の合計9隊の救急隊が活動しています。1日当たり1隊の平均活動時間は、専従隊6隊で平均5時間36分、乗換運用隊3隊で平均1時間56分となっております。なお、最も平均活動時間が長かったのは北分署専従隊で6時間39分でありました。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 二ノ宮善明君。

○議員（二ノ宮善明君） 直近2か月間の救急活動時間を御答弁いただきました。これは年に換算したとしても大幅な時間の違いはないと私は理解をしたのですが、その辺はよろしいでしょうか。

○議長（松田吉嗣君） 三田警防救急課長。

○警防救急課長（三田英二君） 今回出させていただきましたデータは、12月から1月という年末年始ということもありまして、かなり救急隊のほうで繁忙した時期でございます。それを出させていただきましたけれども、年間を通しますともう少し平均活動時間は少なくなると思います。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 二ノ宮善明君。

○議員（二ノ宮善明君） ありがとうございます。

繁忙期であったということで、先ほどの数値になったと思います。

それでは、（2）に移らせてください。

コロナ感染症患者を搬送する場合は、他の傷病者の搬送よりも、帰署してからの救急隊員の消毒はもとより救急車内の消毒も必要になると思われます。次の搬送に備える準備段階、そして出動、そして搬送までのトータルでの所要時間が通常より延びて、救命率が下がることは防がなければならないと思います。

そこで、お伺いをさせていただきます。コロナ感染者患者専用の搬送救急車を設けることは可能かどうか。先ほどの予算案の中では消防車両整備事業費の中には入っておりませんでした。それが可能かどうかをお伺いいたします。

○議長（松田吉嗣君） 三田警防救急課長。

○警防救急課長（三田英二君） 新型コロナウイルス感染症患者専用搬送救急車の設置についてお答えいたします。

静岡県における新型コロナウイルス感染症対策推進のため、令和2年10月に新型コロナウイルス感染症軽症者の生活支援、健康管理等を行うため、管内裾野市の一般宿泊施設を療養施設として運用するとのことで、当該施設からの陽性者移送及び搬送の協力を県から依頼されました。これに伴い、新型コロナウイルス感染症患者移送用として、廃車を予定しておりました救急車を裾野署に配備し対応してまいりましたが、その後の社会情勢の変化や新型コロナウイルス感染症への対応も変わりまして、自宅療養者が増え、一般家庭からの救急要請が多くなりました。通常の救急隊全体で対応することとしたところです。また、感染症対策の充実化を鑑みて、車検の満了する令和4年11月に感染者移送用車両を廃止しました。

今後も救急要請が増加することが予想されますが、当消防本部へ救急要請がふくそうし、連続しての活動が余儀なくされた場合は、各署所で必要に応じまして隊員の交代などを行い、負担軽減に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松田吉嗣君） 二ノ宮善明君。

○議員（二ノ宮善明君） ありがとうございます。

一番最後に負担軽減に努めてまいりますというお言葉をいただきました。本当に救急隊員の負担というのみならず、救助隊員その他の消防隊員の負担にならないことを願っております。

一般質問をこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松田吉嗣君） 以上で、8番 二ノ宮善明君の発言を打ち切ります。

以上で、通告者による一般質問は全て終了いたしました。これで一般質問を打ち切ります。

◎閉会の挨拶

○議長（松田吉嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

豊岡管理者。

○管理者（豊岡武士君） 令和5年富士山南東消防組合議会2月定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

御提案いたしました各議案等につきまして慎重に御審議の上、議決を賜り、誠にありがとうございました。議会を通じ、また日頃よりいただいております貴重な御意見、御提言につきましては、今後の組合運営に十分に生かしてまいりたいと考えておりますので、今後ともより一層の御支援、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

連日新型コロナウイルス感染症に関する報道が続いておりますが、皆様御承知のとおり、政府対策本部では、基本的対処方針を改定し、5月には新型コロナウイルス感染症の分類をこれまでの2類から5類に見直すことを決定したところでございます。このことによりまして地域社会は、長く続いたコロナ禍から正常化に向けて大きく踏み出すこととなると考えます。

当消防組合といたしましては、コロナ下で経験した感染予防対策の重要性を再認識するとともに、いかなる状況におきましても市民、町民の安全安心を守るため、職員一人一人、気を緩めることなく、緊張感を持って業務を遂行してまいります。

なお、ただいま救急活動に対しまして温かなエールを頂戴いたしまして、心から感謝いたしているところでございます。

議員の皆様におかれましても、くれぐれも健康に御留意され、ますます御活躍されますことを御祈念申し上げまして、甚だ簡単ではございますが、閉会の御挨拶とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（松田吉嗣君） これをもちまして、令和5年富士山南東消防組合議会2月定例会を閉会いたします。

御苦勞さまでした。

閉会 午後 3時03分

地方自治法第123条の規定により署名する

令和5年2月13日

議 長 松 田 吉 嗣

署 名 議 員 植 松 英 樹

署 名 議 員 藤 江 康 儀